

22

年貢の変遷



江戸時代の農民の暮らし「牛浜出水図」 熊川村で私塾(寺子屋)を開いていた藤雲嶺(1864年[文久4]没)が、1859年(安政6)7月、五日市街道に沿う牛浜集落が豪雨により被った大水害の惨状を後世に伝えるべく描いた絵図。福生市指定有形文化財(安政年間 福生市 渡辺家所蔵)。

■農民と年貢

幕藩体制下の民衆の負担は、身分、職分に応じて賦課された「役」負担で、年貢はそのうちとくに農民に義務づけられた土地生産物による租税である。幕府・大名・旗本など封建領主の財政基盤は、農民から徴収した年貢を基礎としていた。したがって封建領主にとっては、農民支配が最重要課題であった。検地によって百姓を武士や商人から分離して村方に住まわせ、彼らもっている土地は、必ずどこかの村に属していた。領主は、この村を行政単位とすることで、農民を支配し年貢などを課した。これを「年貢の村請制」という。

つまり幕藩体制社会は、農民が生産した土地生産物を領主が年貢・諸役として徴収する仕組みの上に成り立っていた。具体的には田・畑などの耕地(屋敷地を含む)に課せられた年貢が中心で、本年貢・本途物成などとよばれ、それ以外の雑税には小物成・高掛り物・国役金などの諸役があった。農民が村を通して賦課される年貢の量は、收穫高の四〜六割にも及び、その負担はかなり過重なものであった。

■年貢高の決め方



年貢小手形(1848年〔嘉永元〕 内出家文書) 旗本田沢氏領分熊川村の嘉永元年年貢分割納入分の小手形。年貢は割付状に従って数度に分割して納入され、そのつと仮の小手形が出される。

検地によって決定された標準収穫量に、免(年貢率)をかけて貢租額を算出する方法を、反取法・畝引検見などといい、関東地方で一般的に用いられた徴税法である。これに対し役人が村々の作柄を实地検分して年貢高を決定する方法を、検見・検見取法という。年貢高が決められると、年貢取立の命令書が渡される。これを「年貢割付状」あるいは「免状」とよんだ。村では村役人が中心になり、本百姓のもっている田畑の面積や石高に応じて計算し、個人別に年貢納入命令書を出した。

■年貢の領収書

年貢は夏成(畑作の麦・豆を中心とする)などもあって、年間に何回かに分けて課せられた。年貢納入が終わると、領主・代官から受取証が出された。これを「年貢皆済目録」とか「年貢勳定目録」などといった。熊川村の「年貢割付状」と「年貢皆済目録」とを比較してみると、実際には「年貢割付状」よりも多い年貢をおさめていたようである。年貢には、耕地の反別に賦課された年貢と、石高に賦課された年貢があったが、石高に賦課される基準は、検地によって耕地の面積を測り、その生産高を石高(米の収穫高)であらわしたものであったからである。つまり、当時すべてが畑地であった熊川村や福生村では、年貢は生産物を貨幣化しておさめられ、生産物のままではおさめることはなかったからだと思われる。



永楽通寶(福生市 熊川出土銭) 明の成祖の1408年(永楽6)に鑄た。明国内での流通がほとんどなく、渡来しているものはすべて正規銭である。

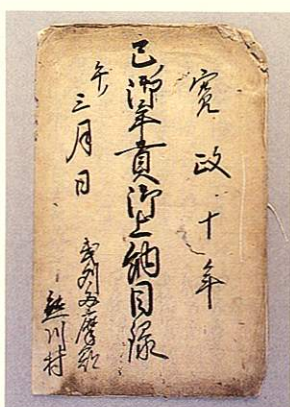
■「永納」という制度

福生村も熊川村も、一八世紀以降に水田の開発が行われるまでは、水田がなく畑ばかりで、そのため年貢の大部分は「永^{えい}」で納めていた。「永」というのは、中国からの渡来銭・永楽通寶の略称である。江戸初期、関東では永楽通寶が標準通貨としての地位を占め、幕府は、はじめ銭勘定に永楽通寶を用いていたが、一六〇八年(慶長十三) 永楽通寶の通用を禁じた。しかしそれまでの取引の慣習を尊重し、永楽通寶の呼称である「永」をそのまま金貨の補助計算単位とした。当時関西地方は銀勘定であったが、関東地方は金勘定であったため、金を基準として実際には通用が禁止されて保二の熊川村の「年貢皆済目録」には、この年米四斗一升四合と永三六貫一九六文を皆済^{かいせき}したとある。

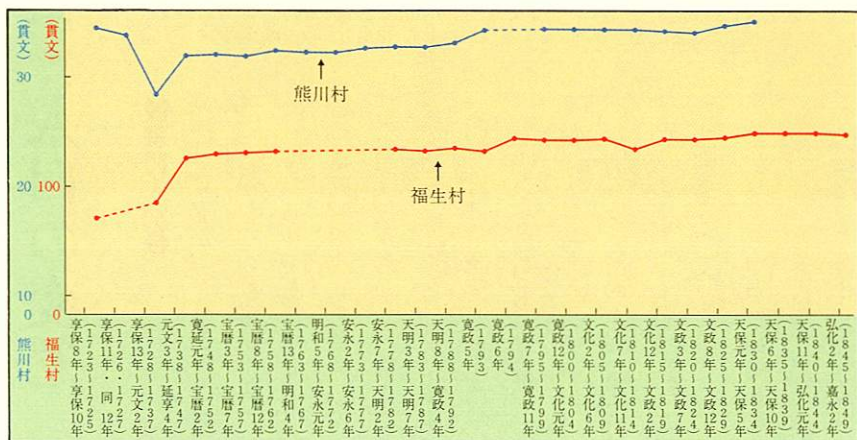
■徴収方法の改定

一七二三年(享保八)から、熊川村では年貢の徴収法^{じょうゆうめい}が定免^{じょうめん}に変わった。定免というのは、過去数年間の年貢高の平均高を基準にして、その後数年間の年貢高とするもので、検見などの手続や複雑な計算は省略された。定免期間中は年貢高だけが問題になり、平年作以上の年は、農民にとって有利となる可能性が高い。

享保年間(一七一六〜三五年)に始まった定免は、切替えを繰り返しながら幕末までつづいた。定免期間ごとの平均年貢高は次頁の表のとおりであるが、一七三八年(元文三)以降、少しずつふえている。福生村の米納高は寛政末年ごろ(一八〇〇年ごろ)からいちじりしく増加している。これは、



巳ノ御年貢御上納目録(1798年[寛政10]3月 内出家文書) 旗本田沢氏領分熊川村の寛政9年納入分の年貢上納目録、村方で納入年貢の明細書を書き領主に提出した目録の控え。



福生・熊川村定免年貢割付高変遷

享保の改革の一環として開発された武蔵野新田などが賦課の対象となり、年貢地が増加したことによる。

領主の側は、さまざまに名目をつけて年貢を多様に徴収しようとし、一方農民の側は、いろいろな方法で年貢の負担に対抗していた。たとえば、災害のために減免や日延べを嘆願しているもの、また米納を代金納にしたいと嘆願しているなどの資料が残されている。福生市域では、五公五民程度の年貢が徴収されていたが、大多数の農民は最低限の生活を強いられていたようである。